

福岡県地域優良賃貸住宅制度補助金等交付要領

第1章 総則

(通則)

第1条 福岡県地域優良賃貸住宅制度要綱（以下「県地優賃要綱」という。）に規定する補助金の交付等に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義は、県地優賃要綱、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成19年3月28日付け国住備第161号。以下「地優賃対象要綱」という。）及び地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号。以下「地優賃補助要領」という。）のほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 地域優良賃貸住宅 地優賃制度要綱第2条第11号に規定する地域優良賃貸住宅（子育て支援タイプ）をいう。
- (2) 地域優良賃貸住宅補助事業 県が地域優良賃貸住宅の整備等を行う者に対し、整備等に要する費用を補助する事業をいう。
- (3) 採択事業者 福岡県地域優良賃貸住宅供給計画審査・選考委員会による選考結果をもとに、供給計画について知事から採択を受けた者をいう。
- (4) 募集期間 知事が地域優良賃貸住宅の整備等における補助を行う対象者を公募する期間をいう。

(供給計画の採択)

第3条 知事は、地域優良賃貸住宅補助事業を行うときは、地域優良賃貸住宅を整備及び管理しようとする民間事業者等（公社等を含む。以下同じ。）を公募することができる。

- 2 前項の民間事業者等は知事に地域優良賃貸住宅供給計画採択申請書（様式第1号）を申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があったときは、福岡県地域優良賃貸住宅供給計画審査・選考委員会による審査・選考結果に基づき、予算の範囲内において、当該地域優良賃貸住宅整備事業に係る供給計画を採択することができる。
- 4 知事は、供給計画の採択を行ったときは、採択通知書の交付をもってその旨を当該申請者に通知するものとする。

5 知事は、第1項の公募及び第2項の申請の受付の期間を定めることができる。

(補助対象)

第4条 地域優良賃貸住宅補助事業の対象は、第1号の住宅について行う第2号の整備等とする。

(1) 地域優良賃貸住宅(子育て支援タイプ)(民間改良)、地域優良賃貸住宅(子育て支援タイプ)(民間買取・借上後改良)、地域優良賃貸住宅(子育て支援タイプ)(公社改良)、地域優良賃貸住宅(子育て支援タイプ)(公社買取・借上後改良)

(2) 既存の住宅等の改良(住宅等の改良に要する費用に限る)

2 地域優良賃貸住宅補助事業の地域優良賃貸住宅は、別に定める整備基準に適合しなければならない。

第2章 整備等に要する費用の補助

(整備等に要する費用の補助金の額)

第5条 地域優良賃貸住宅の整備等(以下「整備事業」という。)に要する補助金の額は、地優賃対象要綱又は地優賃補助要領に基づき算定した住宅の改良に係る費用に3分の2を乗じた額とする。

2 地優賃対象要綱第5条第3項第五号の工事を行う場合の補助金の額は、前項の規定に基づき算定される額に、戸建住宅にあつては32,000円/㎡(密集市街地内の延焼の危険性の高い建物で防火改修工事を併せて行う戸建住宅については48,000円/㎡)、共同住宅にあつては47,300円/㎡を加えた額とすることができる。

3 補助金の額は、千円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、整備事業に着手する前に、福岡県地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付申請書(様式第2号)を募集期間中に知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金の交付を決定し、採択事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要と認めるときは、当該決定に条件を付すものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 採択事業者は、第6条第2項の規定に基づく補助金の交付決定後において、整備事業の内容の変更又は当該事業に要する経費の配分の変更が生じたときは、福岡県地域優良賃貸住宅整備事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金の交付決定を変更し、採択事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要と認めるときは、当該決定に条件を付すものとする。

（全体設計の承認）

第8条 採択事業者は、整備事業が複数年度にわたるときは、初年度の補助金の交付申請前に、当該整備事業にかかる事業費の総額、年度毎の事業費の額、事業完了の予定時期等を記載して福岡県地域優良賃貸住宅整備事業全体設計（変更）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、事業費の総額又は年度毎の事業費の額の変更をしようとする場合に準用する。

3 知事は、前項までの規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、当該全体設計を承認し、採択事業者に通知するものとする。

（整備事業完了実績報告）

第9条 採択事業者は、整備事業が完了したときは、整備事業の完了の日から30日を経過する日又は交付決定のあった年の翌年の3月の第2金曜のいずれか早い日までに、福岡県地域優良賃貸住宅整備事業完了実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、第9条の規定に基づく完了実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、整備事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、採択事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 採択事業者は、第 10 条の規定に基づく補助金の額の確定通知を受けた場合は、福岡県地域優良賃貸住宅整備事業補助金請求書（様式第 6 号）により知事に対し補助金の請求をするものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、採択事業者に補助金を交付するものとする。

第 11 条の 2 採択事業者は、事業の円滑な実施のため、福岡県地域優良賃貸住宅整備事業補助金概算払請求書（様式第 7 号）により、概算払いを請求することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく請求書が提出された場合は、必要と認められる場合は、実施時期にあわせて概算払いをするものとする。

(交付申請の取下げ)

第 12 条 採択事業者は、整備事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに福岡県地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付申請取下げ書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

第 3 章 その他

(検査及び報告)

第 13 条 知事は、補助金の交付等について必要があると認めるときは、採択事業者に対し検査を行い、又は報告を求めることができる。

(台帳等の作成及び保存)

第 14 条 この要領により、補助金の交付等を受けた採択事業者は、補助対象事業の実施状況及び補助金の執行等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成及び整理し、これを 5 年間保存しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。

2 この要領の施行の日前に、供給計画の認定を受けた特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅並びに事業に着手した特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅につ

いては、福岡県特定優良賃貸住宅制度補助金交付要領及び福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要領の規定を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 9 月 19 日から施行する。なお平成 24 年 4 月 6 日から施行日までに改正前の要領で交付決定を受けたものについては、改正後の要領で交付決定を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。